

令和6年能登半島地震災害支援〔推進要領〕

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. 趣旨

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震源として発生した「令和6年能登半島地震」では、家屋の倒壊や停電、断水が発生、火災等による甚大な被害が発生しており、今後、被災した老人福祉施設及び被災住民に対する専門的な復旧支援が必要となってきます。

全国老施協は、関係機関と連携しながら、物資の救援、介護職等人材の派遣、支援金の提供等を推進するため、全国の会員施設・職員から義援金を募集するものです。

2. 支援の内容

(1) 現地への支援活動

- ① 物資の調達
- ② 物資の運搬に要する経費(人件費、燃料費等)
- ③ 介護職員等人材の派遣
- ④ 被災県・市老施協及び被災施設への義援金

(2) その他必要な支援

- ① 緊急避難(避難先の確保、移送支援等)
- ② その他

3. 義援金の受入口座

【金融機関】(0009) 三井住友銀行 (096) 東京公務部

普通預金 No. 0023461

【口座名義】公益社団法人全国老人福祉施設協議会

災害支援事業 会長 大山 知子

※ 振込み確認を確実にを行うため、別紙の『送金通知書』を必ずFAX送信していただきますようお願い申し上げます。

4. 義援金のとりまとめについて

- (1) 職員、利用者、家族及び地域の方から善意をお受けいたしますので、施設内でおとりまとめください。
- (2) 県老施協・デイ協で取りまとめられる場合には、県老施協・デイ協単位でご

送金ください。

5. 募集方法

- (1) 全国の会員施設あてに、別紙「令和6年能登半島地震義援金のお願い」をメールにて送信します。
- (2) 当面の受入れ口座は、本会「公益社団法人全国老人福祉施設協議会 災害支援事業」とします。

6. 募集期間

令和6年1月12日（金）～2月29日（木）を目途とします。

7. 支給決定

- (1) 義援金は、「2. 支援の内容」に係る費用に充当します。（物資の調達、職員派遣等）
- (2) 義援金の支給先・支給額は、常任理事会及び災害対策委員会の合議により決定し、理事会に報告させていただきます。
- (3) 速やかに決定を行うため、当該県・市老施協会長の現地報告、全国老施協役員による現地調査等を参考とします。

8. その他

- (1) 義援金は任意のものです。
- (2) 会員の皆様には、後日、募金総額と支援内容をご報告させていただきます。
- (3) 領収書は、原則として発行いたしません。金融機関の振込依頼書（控）をもって領収書に替えさせていただきます。
- (4) 当面の対応については、本会予備費を充用する場合があります。
- (5) 支出科目（勘定科目）については、法人の意思決定を行い計上してください。（雑費等）

9. 担 当

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（田中・関根）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2 - 7 - 1 塩崎ビル7階

TEL 03 - 5 2 1 1 - 7 7 0 0 fax 03 - 5 2 1 1 - 7 7 0 6

* 令和6年1月12日施行